

## 令和8年度 奈乃華輸出用資材導入支援事業 公募要領

### 1. 目的

奈良県が育成したイチゴ品種‘奈乃華’は、果実が硬く、輸送中の損傷リスクが低いことに加えて、棚もち性が高いため、輸出用品種として期待される。輸出を含めた遠方への出荷を促進し、‘奈乃華’の単価の向上を図るため、長距離出荷に適した出荷資材の導入を支援する。

### 2. 事業の内容

| 事業内容                                        | 予算額     |
|---------------------------------------------|---------|
| イチゴ‘奈乃華’を輸出に適した形態で出荷するための出荷資材導入に要する経費に対する補助 | 上限480千円 |

### 3. 補助対象品種

‘奈乃華’（種苗法 平成10年法律第83号 登録番号30498 品種登録の年月日 令和6年11月8日）

### 4. 補助対象経費

イチゴ‘奈乃華’を輸出に適した形態で出荷するための出荷資材の導入に要する経費。

ただし、1取組生産者当たり、対象出荷期間における共同出荷組織を通じた卸売市場への‘奈乃華’出荷数量（通常の出荷形態を含む）の3分の1相当数量までを補助対象とする。

### 5. 補助額

当該経費の2分の1以内の額。ただし、1取組生産者当たり、上限150千円。

なお、申請のあった補助金の合計額が予算額を超えた場合は、予算額を申請のあった補助金の合計額により除して率を決定し、各事業実施主体より申請のあった補助金の額で乗算して算出する。この際、率は小数第3位以下を切り捨てることとする。

### 6. 補助対象となる条件

果実どうしが接触せず、長距離輸送中の果実の損傷低減に資するトレーで、事業実施年度の2月末日までに共同出荷組織を通じた卸売市場への‘奈乃華’の出荷に使用するものであること。

また、令和9年3月7日までに、必要書類を添えて補助金完了報告書を提出すること。

### 7. 事業実施主体

奈良県内に住所を有する3戸以上の生産者を含む団体で、以下の条件を満たすもの。

- ・代表者の定めがあること。
- ・組織の規約及び構成員の名簿が整備されていること。
- ・団体名義の口座において補助金の管理ができること。

### 8. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定のあった日から令和9年2月28日までとする。

### 9. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する事業実施主体は、別に定める応募期間中に、奈良県食農部農業水産振興課長あてに奈乃華輸出用資材導入支援事業申請書（別紙様式）を提出する。

### 10. 事業実施主体について

提出された奈乃華輸出用資材導入支援事業申請書（別紙様式）について審査を行い、適正であると認められた場合には事業実施主体として認定する。